

国選弁護人報酬請求等のしおり

(2021.3.26)

国選弁護事件を受任される弁護士の方へ

第1 活動終了について

活動終了日

- 被疑者国選弁護事件 → 被疑者が①起訴②家裁送致③釈放された日
 弁護人が④解任された日
 (継続して被告人国選を担当される場合も同様です。)
- 被告人国選弁護事件 → ①判決宣告②公訴棄却③(弁護人が)解任された日
 (控訴期間・上告期間満了時ではありません。)

* 報酬等を請求しない場合も地方事務所に終了報告が必要です。

* 被疑者の身柄が釈放された場合は、国選弁護人の選任の効力は失効します(刑訴法 38 条の2)。

第2 報酬等の請求について

国選弁護人としての活動が終了した場合には、**活動終了日から14営業日以内に、報告書の提出により、報酬等の請求をしていただくこととなります。**

(被疑者弁護から引き続き被告事件を担当する場合にも、被疑者弁護事件が終了した段階で報告書を提出してください。この場合には、起訴状の写しも併せて提出するようお願いいたします。)

！！ 注 意 ！！

報告書の提出が遅れた場合には報酬等をお支払いできなくなることがあります

1. 報告書の書式について

報告書の書式は、法テラスのHPからダウンロードできます。

(国選関連書式掲載ページ) <http://www.houterasu.or.jp/housenmonka/kokusen/>

2. 報酬について

■ 通常報酬

○ 基礎報酬・公判加算報酬・多数回接見加算報酬

被疑者国選については接見回数^(※1)を基本的な指標として基礎報酬・多数回接見加算報酬を、被告人国選については公判回数を基本的な指標としつつ、整理手続の有無、裁判所の種別、単独・合議の別等に応じて、基礎報酬・公判加算報酬を算定します^(※2)

※1 報酬算定の対象となる接見は、法テラスからの指名打診に対し承諾をした後のものになります(ただし、国選弁護人として選任されることが条件となります)。

※2 「事件の種類」欄の記載は、追起訴事件を含め、審理対象となった公訴事実の中で、最も法定刑の重い事件を基準にして記載してください。

○ 追起訴加算報酬 1万5000円を加算(追起訴の回数に関わらず一律)

○ 第1回公判期日前の証人尋問等期日加算報酬 刑事訴訟法第226条若しくは第227条第1項の証人尋問の期日又は同法第179条第1項の証拠保全のうち証人尋問の期日(1万円)、それ以外の証拠保全の期日・勾留理由開示の期日(5000円)

■ 要通訳加算 通常報酬の20%を加算(被疑者国選事件のみ)

■ 遠距離接見等加算報酬 後述の「遠距離移動」につき
 25km以上 1回4000円 / 50km以上 1回8000円

■ **特別加算報酬** 「加算条件」欄に該当する場合には「加算割合」欄の報酬を加算(即決事件は除く)

	加算条件	加算割合
重大案件	故意犯による死亡被害者が2名以上いる事件で、公判前整理手続又は期日間整理手続に付された場合	裁判員事件 通常報酬の25%を加算 (上記以外の一審は50%、上訴審は100%)
特別案件	前任の弁護人が、刑事訴訟法第38条の3第1項第5号により解任された事件 (重大案件を除く)	裁判員事件 通常報酬の25%を加算 (上記以外は50%)
合意制度	①検察官との間で刑訴法350条の4に規定する協議を行った場合 ②協議を行った結果、刑訴法350条の2第1項に規定する合意があった場合	①4万円(協議加算報酬) ②1万円(合意加算報酬)
特別 成 果	全部無罪	判決主文で公訴事実の全部について無罪が言い渡された場合 通常報酬の100%を加算 (加算上限50万円)
	一部無罪	判決主文で公訴事実の一部について無罪が言い渡された場合 通常報酬の50%を加算 (加算上限30万円)
	縮小認定	【公訴事実】法定刑に死刑の定めのある罪 【判決】法定刑に死刑の定めのない罪 【公訴事実】法定刑に死刑、無期又は短期1年以上の懲役・禁錮の定めのある罪 【判決】上記以外の罪 判決理由において刑の減免事由となる事実が認められ、かつ刑の免除又は法令の適用において刑の減輕がされた場合 通常報酬の30%を加算 (加算上限20万円) 弁護人が公訴事実・刑の減免事由の存在を争わなかった場合を除く。 ※「弁論要旨」を添付してください。
	和解契約等(示談成立等)	被害者(※1)との間で示談等が成立し、これを証する書面が検察官に提出(被疑者)、又は公判で証拠として取調べられた場合(被告人) ※1 弁護実務では、様々な被害者との間で示談交渉を行う場合がありますが、報酬算定の対象となるのは、被疑者・被告人に係る損害(被疑者)、判決の罪となるべき事実摘示された損害(被告人)に係る被害者に限られます。 被害者数等に応じて加算 (「減刑嘆願書」「50%以上の損害賠償」「実質的損害賠償」「私法上の和解成立」(※2)のいずれかによって段階的に加算します。) ※2 例えば、私法上の和解(示談)の書面には「清算条項」が記載されていること、減刑嘆願書には、罪を許す旨や、寛大な処分を嘆願する旨の記載がされていることなどを目安としています。
勾留(延長)取消	①準抗告又は抗告の申立てをし、勾留決定が取り消され、被疑者・被告人が釈放された場合 ②準抗告の申立てをし、勾留期間延長決定が取り消され、勾留期間延長請求が却下され、被疑者が釈放された場合 ③勾留取消の申立てをし、勾留が取り消され、被疑者・被告人が釈放された場合 被疑者:5万円を加算(※3) 被告人:1万円を加算(※4) ※3 本加算がされる場合は、和解契約等による加算はされません。	
保釈	保釈請求をし、保釈許可を得て、被告人が釈放された場合 1万円を加算(※4) ※4 選任にかかる被告事件につき1回のみ。	

3. 費用について

■ 記録謄写費用

原則 200枚を超える部分につき、1枚20円の定額又は40円を上限とする実費額

→ **例外** ①否認事件、②第1審で法定刑に死刑の定めのある事件、③控訴(上告)審で原判決の宣告刑(原審の判決内容)が死刑又は無期懲役の事件、④整理手続に付された事件、⑤2000丁超の事件については、全謄写枚数が対象となります。

(但し、1枚単価白黒40円、カラー100円を上限とする実費額)

■ 遠距離接見等交通費・出張旅費

遠距離移動や出張の際の交通費は、通常の経路方法に基づく実費額・燃料代又は直線距離に応じた定額を支給します。

(報告書とは別の書面で、移動経路・実費額などについて報告していただくこととなります。)

(航空機・有料道路・船等を利用した時は請求の際に支払を証明する領収証等が必要となります(航空機は半券等の発着空港が分かる資料も必要)。なお、いずれも通常の経路と認定された場合のみ支給します。)

(鉄道のグリーン料金や、航空機のエコノミー以外の料金は支給対象外です。)

遠距離移動

事務所所在地を管轄する簡易裁判所から、直線距離で片道25km以上又は経路で片道50km以上の場所に接見、準抗告の申立て(被疑者のみ)、記録閲覧・謄写、示談交渉、犯行現場確認、目撃者・証人予定者・事件関係者との打合せ、被疑者・被告人親族・身元引受人との打合せ、保釈保証金の納付に赴く場合

*記録謄写、保釈保証金の納付のみ、履行補助者(事務職員)にさせた場合でも交通費支給対象となります(遠距離接見等加算報酬の対象にはなりません)。

出張

事務所所在地を管轄する簡易裁判所の管轄区域外で、かつ同簡裁から直線距離で8kmを超える場所で行われる審理その他の裁判手続期日等に出頭する場合

■ 訴訟準備費用

①診断書の作成料、②23条照会の手数料、③行政機関が発行する証明書の発行手数料、④謄写記録の引継ぎを受けるのに要した送料(原審(または前任)の弁護人が、法テラスから謄写費用の支払いを受けている場合に限り)、⑤判決書謄本の交付手数料につき、総額3万円を限度として実費を支給します。(被疑者国選の場合は①～③のみ)

第3 報酬等の支払について

1. 不服の申立て

地方事務所から通知された金額については、通知を受けてから**7営業日以内に1回に限り不服の申立て**をすることができます。この場合の書式は、法テラスのHPからダウンロードすることもできますし、地方事務所にも置いてあります。

2. 送金について

通知から7営業日経過した日又は不服申立ての結果の通知を受けた日に金額が確定し、同日の属する月の翌月20日までに指定口座に送金します。

3. 税金の取扱いについて

報酬基準の定める金額には消費税相当分が含まれています(**内税方式**)。

また、国選弁護人に支払われる報酬・費用(通訳費用・交通費・謄写費用を含む)は、全体として源泉徴収の対象として取り扱われます。